

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について

H27.10 適正化事業課

わが国の大気汚染については、近年環境基準の達成状況に改善傾向が見られるものの、二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準の達成されていない地域が依然として残っている状況にあります。

このような中で、一昨年3月にNO_x・PM法に基づく新たな総量削減基本方針が閣議決定されたところであります。特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が順次適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきていますが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められております。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒鉛等の有害物質の増加が懸念されております。さらに、不正軽油は、排出ガス規制の強化等に対応するため排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められております。一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠であります。

このような状況に鑑み、本年度も国土交通省が実施主体となり自動車関係団体とともに、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減を図るため、6月に引き続き10月も「ディーゼルクリーン・キャンペーン」が実施されます。

本キャンペーンの実施にあたっては、トラック事業者の整備管理者が中心となって同封の「黒煙濃度チャート」による運行前の黒煙濃度の点検とともに、エアクリーナー・エレメント、燃料フィルター、燃料噴射ポンプ等の点検・整備等を重点的に行うことになっております。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮ですが、本趣旨をご理解いただきご協力下さいますようお願い申し上げます。なお、実施結果につきましては、下記「自主点検結果票」にご記入いただき、11月10日(火)までにトラック協会へFAXにてご報告下さいますようお願いいたします。

なお、点検用の黒煙チャート紙の必要な会員様は別途電話によりお申し付け下さい。

<実施期間>

平成27年10月1日(木)～同年10月31日(土)までの1か月間

(自動車点検整備推進運動強化月間)と同時期)

記

トラック運送事業者による自主点検結果票

自主点検項目	台数
エアクリーナーを清掃した車両数(①)	台
エアクリーナーを交換した車両数(②)	台
エアクリーナーの清掃、交換の必要が無かった車両数(③)	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台